03 全 高 農 第23号
令 和 3年 4 月21日

常任理事各位
監 事 各 位

全 国 高 等 学 校 農 場 協 会
会　長　　韮 塚　光 信
（公印省略）

第70回全国大会並びに研究協議会におけるオンライン会議開催への変更について

陽春の候、皆様におかれましてはご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当協会の活動に対し、ご協力ご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、ご承知の通り止まるところを知らない新型コロナウイルス・変異ウイルスへの感染が世界的に拡大し、産業・経済はもとより人々の生活の態様を一変させてしまっています。

政府は去る4月9日に指定6都府県に、また来る4月20日に10都府県に、新型コロナウイルス・変異ウイルスによる感染拡大を防止するために「**まん延防止等重点措置**」を新たに適用することを決めました。期限は5月11日までとし、「不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促す」ことが明記されています。引き続き密閉・密集・密接状態の絶対回避、不要不急の外出、集会的態様の回避等の具体的な方策が示され、全ての個人・企業・産業組織がこれらの感染拡大防止対策の徹底を図るよう強い要請が引き続きなされています。

その為、当協会におきましても例年のように計画に基づいての会務や事業運営が叶わず、諸会議や全国大会など多人数による諸事業をオンライン会議等に変更をせざるを得なくなりました。

新年度を迎え当協会も、本来であれば当該年度の会務・事業・予算収支（案）等について第70回全国大会総会における代議員の承認を経て新事業年度の出立とすることが会則で定められているのですが、新型コロナウイルス・変異ウイルスによる感染拡大が依然として続いており、会員が一堂に会すことが叶わず、総務局会議において表記のとおりオンライン会議開催とすることに変更いたしました。

尚、表記オンライン会議等への変更開催にあたり、会則第7条7項及び第10条3項の規定により全国大会総会における各議案につき、代議員による『文書決裁』をすることになりました。

つきましては、近々に支部長・全国理事・代議員には提案議題とその議題に対応した資料を議決権行使書等と同封の上、送付させて頂きます。代議員には資料を参考に十分吟味頂き、各議題に承認・不承認のいずれかを以って議決権行使書を作成し、必ず押印して事務局まで返送願います。

各支部長・全国理事・代議員におかれましては、大変ご迷惑をお掛け致しますが事情をお汲み取り頂きご協力頂きますよう重ねて宜しくお願い申し上げます。

《 **参考**：全国高等学校農場協会会則 》

第2章　会員及び役員 第7条　(7) 代議員は会員を代表して総会において議決権を行使する。

第3章　会議　　第10条 3　緊急非常事態の際は、「代議員の会議を招集して総会にかえることができる。」とあります。しかし、この度は代議員の招集が不可能な状況ですので、法人法96条に準じた取り扱いとし、その決議の事項は、次の総会に報告することとさせていただきます。

03 全 高 農 第23号
令 和 3年 4 月21日

顧 問 各 位

全 国 高 等 学 校 農 場 協 会
会　長　　韮 塚　光 信
（公印省略）

第70回全国大会並びに研究協議会におけるオンライン会議開催への変更について

陽春の候、皆様におかれましてはご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当協会の活動に対し、ご協力ご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、ご承知の通り止まるところを知らない新型コロナウイルス・変異ウイルスへの感染が世界的に拡大し、産業・経済はもとより人々の生活の態様を一変させてしまっています。

政府は去る4月9日に指定6都府県に、また来る4月20日に10都府県に、新型コロナウイルス・変異ウイルスによる感染拡大を防止するために「**まん延防止等重点措置**」を新たに適用することを決めました。期限は5月11日までとし、「不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促す」ことが明記されています。引き続き密閉・密集・密接状態の絶対回避、不要不急の外出、集会的態様の回避等の具体的な方策が示され、全ての個人・企業・産業組織がこれらの感染拡大防止対策の徹底を図るよう強い要請が引き続きなされています。

その為、当協会におきましても例年のように計画に基づいての会務や事業運営が叶わず、諸会議や全国大会など多人数による諸事業をオンライン会議等に変更をせざるを得なくなりました。

新年度を迎え当協会も、本来であれば当該年度の会務・事業・予算収支（案）等について第70回全国大会総会における代議員の承認を経て新事業年度の出立とすることが会則で定められているのですが、新型コロナウイルス・変異ウイルスによる感染拡大が依然として続いており、会員が一堂に会すことが叶わず、総務局会議において表記のとおりオンライン会議開催とすることに変更いたしました。

尚、表記オンライン会議等への変更開催にあたり、会則第7条7項及び第10条3項の規定により全国大会総会における各議案につき、代議員による『文書決裁』をすることになりました。

つきましては、近々に支部長・全国理事・代議員には提案議題とその議題に対応した資料を議決権行使書等と同封の上、送付させて頂きます。代議員には資料を参考に十分吟味頂き、各議題に承認・不承認のいずれかを以って議決権行使書を作成し、必ず押印して事務局まで返送願います。

各支部長・全国理事・代議員におかれましては、大変ご迷惑をお掛け致しますが事情をお汲み取り頂きご協力頂きますよう重ねて宜しくお願い申し上げます。

《 **参考**：全国高等学校農場協会会則 》

第2章　会員及び役員 第7条　(7) 代議員は会員を代表して総会において議決権を行使する。

第3章　会議　　第10条 3　緊急非常事態の際は、「代議員の会議を招集して総会にかえることができる。」とあります。しかし、この度は代議員の招集が不可能な状況ですので、法人法96条に準じた取り扱いとし、その決議の事項は、次の総会に報告することとさせていただきます。